

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和元年12月20日 提出

松阪市議会議長 大平 勇

記

1 広報広聴委員会視察調査

- (1) 派遣議員 広報広聴委員会委員 9人
堀 端 脩 議員 (委員長)
松 岡 恒 雄 議員 (副委員長)
松 本 一 孝 議員 (委員)
赤 塚 かおり 議員 (委員)
殿 村 峰 代 議員 (委員)
田 中 正 浩 議員 (委員)
楠 谷 さゆり 議員 (委員)
山 本 節 議員 (委員)
大 平 勇 議員 (委員)
- (2) 派遣目的 広報広聴委員会が松阪市議会の広報広聴機能を強化するために、先進地の視察調査を行う。
- (3) 派遣場所 滋賀県彦根市
兵庫県丹波市
- (4) 派遣期間 令和2年1月28日から29日までの2日間
- (5) 派遣費用 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めた旅費を支給するものとする。